

第34回生産物分類策定研究会 議事概要

1 日 時 令和5年12月1日（金）9：00～12：00

2 場 所 総務省第二庁舎7階中会議室（web会議併用）

3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、居城構成員、牧野構成員
（審議協力者）中村審議協力者
（オブザーバー）内閣府（経済社会総合研究所）、金融庁、こども家庭庁、総務省（統計局）、総務省（情報流通行政局）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、日本銀行
（事務局）総務省（政策統括官室）

4 議 題

- 1 生産物分類項目の修正について
- 2 第33回研究会における議論等を踏まえた修正等について
- 3 生産物分類の骨子案について
- 4 その他

5 概 要

【議題1 生産物分類項目の修正について】

事務局より、資料1－1～1－3に基づき、生産物分類項目の修正案について議論いただきたい項目を抜粋して説明を行った。

● 資料1－1に記載する次の項目については、特段、意見等はなく事務局案のとおり了承された。

No.20 ドメイン登録サービス

No.追加1 テレビ番組の制作サービス

● 資料1－1に記載する次の項目については、事務局案のとおり了承され、質疑応答があった。主な御意見等は以下のとおり。

(No.14・15 課金・決済代行サービス)

○ 当該産業はインターネット上の取引に限定されるのか。対面での取引はあるのか。

→ 対面（電話や書面等）での取引も想定しているが、産業規模は小さいのではないかと考える。なお、対面により「課金・決済代行サービス」を提供する産業は大分類R－サービス業（他に分類されないもの）に該当すると考えられるが、当該サービスを提供する主たる産業ではないと考えられるため、生産物分類項目表の対応する日本標準産業分類欄には記載していない。

(No.75 公的医療保険が適用される外来による医療サービス（歯科を除く）等)

○ 説明に追加した「オンライン診療」と「訪問診療」は、性質が真逆であり同じ分類に設定する

ことは違和感がある。診療の形態ごとに区分した方がよいのではないか。

- 令和3年経済センサス活動調査において、医療業関連の分類が細かいという御意見があつたと聞いており、全て同じ分類にまとめた。
- 今後、「オンライン診療」が増加した際は区分することを検討してほしい。
- 承知した。

- 資料1－1に記載する次の項目については、御指摘・御質問を受け、修正案・御回答を次回報告することとされた。主な御意見等は以下のとおり。

(No.12 情報記録物及びソフトウェア（物理的媒体）)

- 経済センサス活動調査は調査品目が多く、特に製造業は事業所ベースで調査を行うが、サービス産業については企業ベースで品目を調査している関係で、同じCDやDVDでも財分野とサービス分野にそれぞれ項目を立てる必要があり、資料1－1のNo.12のとおりの問題が発生していると考える。

事務局案では取扱いが従前と変更される。産業大分類G－情報通信業については特段問題は生じないと想定するが、産業大分類E－製造業については事業所ベースで調査するため時系列を考慮すると事務局案のとおり修正することは難しいのではないか。

現時点では事務局案のとおり調査した実績がないため、企業票で正確に計上されるかは不明である。事務局案で問題が生じるとしたら製造業になると思われる。

- 事務局案のとおり修正した場合、著作権を有する情報記録物の数値が産業大分類E－製造業から除外されるため、令和8年経済センサス活動調査では、製造事業所用に配布する調査票で品目を著作権の有無で分割し、それぞれ数値をとった上で、従来の経済センサス活動調査では日本標準産業分類に準拠して表章しているため、産業大分類E－製造業については、著作権の有無に関わらず情報記録物を合わせて集計して表章する方法になると思われる。

問題があるとすれば、著作権の有無で調査品目を分けた場合に回答が可能かどうかである。回答可能であれば、対応は可能である。

- 著作権の有無で品目を分けた場合に生産額は回答可能かどうかが大きなポイントと考える。

まず、例えば、セキュリティ対策ソフトウェアを制作する事業所がウイルス対策ソフトウェアの著作権を保有してその情報をDVDで売り出す際、「自社工場でプレス（複写）した場合」は産業大分類G－情報通信業の生産物分類になるが、「他社の工場でプレス（複写）した場合」はどのような扱いになるのか。

次に、「自社が著作権を有しながら製造工場に製品のプレス（複写）を委託した場合（B to B）」の取扱いはどうなるのか。

- 1つ目の例の場合、事務局案では、企業格付けが産業大分類G－情報通信業の企業には企業票が配布され、その自社工場は事業所格付けが産業大分類E－製造業になり製造事業所用の調査票が配布されるため、双方から「ソフトウェア（物理的媒体）」の売上げが計上され、今後は再掲といった形になるのではないかと考えている。

- 企業票と事業所票の整合性は、経済センサス活動調査において企業内取引などがあるため、実態として完全に整合しているとは言えないと思われる。

一方、製造業は、利活用の都合により事業所ベースで調査する必要があり、調査全体とし

ては企業ベースで調査していく中で、どうしても調査実態として整合性がとれていないことは把握している。どのように対応していくかは現状考えていくが、難しい問題であることは認識していただきたい。

→ 次に、「自社が著作権を有しながら製造工場に製品のプレス（複写）を委託した場合（B to B）」は、これまでと同様に製造業からは成果物の納品という形で「情報記録物」の複製として発注元に納品することになる。

→ 理解した。

○ 事務局案はプレス（複写）されたものを著作権の有無で区分することだが、著作権の有無で生産物分類を区分する必要はないと考えている。

著作権を有しているということは、SNAでいう知的財産物の「オリジナル」一つだけあり、オリジナルとしてサービスである。その複製を作つて「物理的媒体」を売るということは著作権の有無にかかわらず財である。

→ 著作権というのは違和感があるかもしれないが、ソフトウェアを制作したのか、ただ委託してプレス（複写）しただけなのかということである。もともと財分野で設定した「情報記録物」を削除してサービス分野で設定した「物理的媒体」で一本化する案もあったが、それでは製造業ではプレス（複写）するものだけが漏れてしまうため、2つに分けたという話である。

→ オリジナルという分類が1つあり、それをプレス（複写）して売つたら財であり、インターネットで配信したらサービスである。その3つの分類であると考えていた。

→ 令和8年の経済センサス活動調査実施時は、配信が主になるのではないか。将来、配信だけになった場合はこの話はなくなる。

→ 整理すると、①現行のまま、②事務局案、③サービス分野で設定した「物理的媒体」を削除して財分野の「情報記録物」で一本化するという3案が出ている。案③は、自分で著作権を持って製造業にプレス（複写）の委託をしている場合は、そのソフトウェアの企業は製造業になってしまうと言うことになる。

→ 例えば印刷物は、日本標準産業分類において中身を作つてある新聞社が産業大分類G—情報通信業、紙の新聞を印刷会社に製造委託していて、その印刷を行う印刷会社は産業大分類E—製造業となっている。それを加味すると、今回の場合も企業として考えると「ソフトウェア（物理的媒体）」は情報通信業、「情報記録物」は製造ということになるのではないか。

→ とにかく、現行の分類のままで混乱するということだ。

→ そのとおりである。現行の分類のままで問題があることは、皆さん異論がない。ただ、調査の都合でどちらかを削除することは難しいと考える。

整理すると事務局案と、「ソフトウェア（物理的媒体）」は全て製造業とする案、ただしこの案ではサービス企業にも製造業の品目を書いてもらう必要があり、これまで産業格付け大分類G—情報通信業の企業が大分類E—製造業になる可能性がある。

あとは文言の整理の問題で「著作権」に違和感があるため、「ソフトウェア自体を制作したかどうか」と修正してはどうかと考える。

○ 財分野では「情報記録物」、サービス分野では「ソフトウェア（物理的媒体）」という言葉について整理したい。「情報記録物」及び「物理的媒体」は重複している印象があるため、修正する余地があるならば統一してはどうか。

- 将来は配信が主流になると考えられることから、文言を綺麗に整理した方がよいと考える。
 - 今までの議論をまとめると、分類項目名は、財分野及びサービス分野においてわかりやすい名称となるように修正する。説明文に「著作権」という言葉は使わずに「ソフトウェア自体を制作したかどうか」又は「プレス（複製）したかどうか」に修正する。
- 対応案は2とおりで、①事務局案。②サービス分野の「物理的媒体」を削除する案。
- 以上について、事務局にて整理した上、もう一度まとめて議論することとしたい。
- サービス分野で設定した「物理的媒体」を削除する案は、出版物（本・新聞）など多岐の産業に波及する恐れがある。ソフトウェアだけの話で終わるのか。
 - 本件と関連した問題が、他の部門でどのように扱われているのか。経済センサス活動調査においてどのような問題が発生するのかを検討した上で答えを出したい。

(No.31 その他の非石油系燃料（小売）)

- 水素ステーションや電気スタンドなどが無人の場合、新設しても事業所にならないのではないか。
- 産業分類では自動販売機の場合、自動販売機を管理しているところが事業所とみなされる。同様に水素ステーションや電気スタンドを管理する場所が事業所で、そこで調査を行うことになる。
- 水素ステーションや電気スタンドはパーキングエリアにもあるため、水素ステーションや電気スタンドを管理している事業所から当該生産物が推計されることになる。
- まず、新設した分類項目名が「トラック・バス（化石燃料のみに寄らないもの）」としているが、クリーンエネルギーを指していることから、例えば「トラック・バス（クリーンエネルギーによるもの）」とした方がよいのではないか。
- 次に、バスに関しては電気や水素に置き換わっているものが一定の程度あると感じている。生産動態統計調査を踏まえるとトラックとバスの区分は難しいとのことだが、「小型バス（化石燃料車、シャシーを含む）」及び「大型バス（化石燃料車、シャシーを含む）」並びに「軽トラック（ガソリン車、シャシーを含む）」はバスとトラックを区分しているため、新設する「トラック・バス（化石燃料のみに寄らないもの）」をバスとトラックに区分することは可能か。
- まず、分類項目名をクリーンエネルギーにすることについては、「クリーンエネルギー」という言葉自体が世間一般に十分普及しているとは言えずその範囲もあいまいなため、「化石燃料のみに寄らないもの」とした。
- 次に、バスはクリーンエネルギーによるものが普及しているのは事実であるが、生産事業所が少ないため地域別表章で秘匿が発生する恐れがあることから、バスとトラックは区分しないのが適当と思う。
- 今後、クリーンエネルギー車は増加する見込みにつき、経済・社会の環境の変化を踏まえて、生産物分類の次期改定において、また議論する必要があると思われる。
- 二輪自動車はモーターバイクも含むとされているが、市場規模が一定の程度あるならば区分した方がよいのではないか。
- 規模は調べていないが、経済センサス活動調査においては区分していないため、規模はあまりないのではないかと推測される。
- 完全に電動バイクの場合はどこに分類されるのか。現行の分類において、説明と分類項目

名に記載している単位が違う理由は何か。現行の分類で不都合がないか確認の上、次回の研究会において報告してほしい。

→ 承知した。

(No.76 助産サービス及び産後ケアサービス)

○ 新設する「産後ケアサービス」の説明（事務局案）は、統計調査回答側は理解可能のことだが、より明確になるように、説明に法令名（母子保健法（昭和40年法律第141号）を加えてはどうか。

→ 御指摘のとおり修正することとしたい。

(No.78 その他の医療に附隨するサービス)

○ 分類項目名について、新設する「その他の医療に附隨するサービス」と既存の詳細分類「その他の医療附帯サービス」は名称が紛らわしいので、工夫した方がよい。

→ 事務局としても名案が思い付かず苦慮した。「その他の医療附帯サービス」は産業小分類836のバスケット項目であり、新設する「その他の医療に附隨するサービス」は中分類83のバスケット項目である。

→ 附隨と附帯という言葉は意味も似ているため、違う言葉を用いた方がよい。また、「その他」が示す意味を明示した方がよい。

→ 産業分類のような表現ぶりとなるが、「その他の医療業が提供するサービス」としてはどうか。

→ 附帯と附隨にするより、「その他の医療に関連するサービス」としてはどうか。

→ 現行の生産物分類項目には、産業分類のような表現ぶりを用いた項目名として「〇〇業による△△サービス」という分類項目名が設定されている。名称の修正については、いただいた御意見を参考に修正を検討する。

(No.追加2 映像著作権の使用許諾サービス 及び No.追加3 音楽ソフト)

○ 資料1－1のNo.追加2及び追加3の対応案とする理由欄に、「国際SNA基準に準拠したSNA作成に資するため」と記載されているが、どのようにSNA作成に資するのか理解できない。また、「邦楽」の定義が何を指すのか理解できない。

→ 全く同感。「邦楽」とは日本の会社で作るものは全て邦楽ということなのか。

→ 「邦楽」は輸出入を把握したいという話らしく、輸出入を分けるということならば、生産物分類で区分する話ではないかもしれない。

→ 「邦楽」と「邦楽以外」は定義が難しい。例えば、日本人が演奏したクラシックは邦楽なのか。区分するならば相当定義を明確にする必要がある。

→ 「映像著作権の使用許諾サービス」については、事務局案のとおりとし、「音楽ソフト」は「邦楽」と「邦楽以外」は分けない方向で修正していただきたい。

(No.追加5 航空防除サービス及び航空機使用サービス)

○ 分類項目名を、簡潔に人と無人として、例えば、「無人航空機防除サービス」としてはどうか。また、ドローンを使用して映像を撮影したらどこに分類されるのか。

- 「航空防除」という言葉自体が農業において「農薬散布」を指す言葉として用いられているようである。また、ドローンを使用して映像を撮影した場合は、用途によって分類されることになり、大分類G－情報通信業が主業とされる映像制作サービスなどに分類される。
- 肥料の散布は「防除」ではないため、「航空防除」には当たらない。当該分類は産業連関表の細品目（10桁コード）とも整合のある分類である。
- そうであれば、内容例示に「農薬散布」を記載してはどうか。
- 名称は事務局案とし、説明・内容例示の修正を検討してほしい。
- 農水省にも確認の上、説明・内容例示に「農薬散布」という言葉を記載することを検討したい。

【議題2 第33回研究会における議論等を踏まえた修正等について】

事務局より、資料2に基づき第33回研究会における議論等を踏まえた修正等について説明を行い、特段、意見等はなく事務局案のとおり了承された。

【議題3 生産物分類の骨子案について】

事務局より、資料3－1及び資料3－2に基づき生産物分類の骨子案について説明を行い、事務局案のとおり了承され、質疑応答があった。主な御意見等は以下のとおり。

- 資料3－1について正式名称を「生産物分類」にすることだが、国際分類の名称（欧州共同体生産物分類、国連中央生産物分類、北米生産物分類システム）を踏まえると、「日本生産物分類」がよいのではないか。英語名称には「Japan」を入れており、「日本」を入れた方がよい。
 - 英語名称には「Japan」を付しているが、本分類は国内向けに使用することから名称に「日本」は付さず簡潔に表記することとした。なお、日本標準産業分類などは、昭和から設定されているものであり、これらの分類の名称から「日本」を削除することは考えていない。また、現時点において統計基準ではないため「標準」も付さない。
 - 産業連関表や国民経済計算も「日本産業連関表」や「日本国民経済計算」と表現しているので、「日本」は付さなくてよいと考える。
 - 統計基準となった場合は、「日本標準生産物分類」へ修正することになるのか。
 - そのとおり名称を修正することになるとを考えている。
- 資料3－2について、2ページの見出しに「生産物分類（2024年設定）」及び「総務省政策統括官（統計制度担当）決定」と記載されているが、「設定」と「決定」の違いは何か。
 - 「設定」としている理由は、総務省組織令（平成12年政令第246号）に基づいた表記であり、「決定」は意志決定をするという意味である。つまり、生産物分類を「設定」することを総務省政策統括官（統計制度担当）が「決定」したという意味で、平成31年4月に設定された「サービス分野の生産物分類（2019年設定）」と同様の手続である。
 - 承知した。

【議事4 その他】

事務局より、資料4に基づき生産物分類の検討の経緯と今後のスケジュールについて説明を行った。主な御意見等は以下のとおり。

- 今般の生産物分類の修正を通して、約3年の経過による経済・社会の環境の変化等が生産物分類に大きく影響を与えていたことがわかった。さらに、令和3年経済センサス活動調査の適用状況も踏まえ新たな課題が見付かるなど、統計担当各所間での情報共有を広く行っていくことが重要と考える。今後、その対応をどのようにしていくかということは、座長を含めて継続した検討を進めていくべきと考える。

(以上)